

独立行政法人日本学術振興会 若手研究者海外挑戦プログラム 令和3年度（2021年度）採用分募集要項

募集要項を一部改定しましたので、熟読のうえ申請書を作成してください。

＜主な変更箇所＞

- ・申請件数一覧、申請リストの紙媒体の提出を求めないこととしました。

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、海外という新たな環境へ挑戦し、3か月（90日）～1年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた優秀な博士後期課程学生等の育成に寄与する「若手研究者海外挑戦プログラム」を実施します。

本プログラムでいうところの「若手研究者」とは、年齢が若いことを指すのではなく、研究者としてのキャリアステージにおいて初期段階であることを指しています。

また、令和元年度／平成31年度（2019年度）採用分より、申請希望者の多様なニーズに応えるため、第2回募集を開始しています。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 申請スケジュール及び採用予定数

募集回	電子申請システムでの受付開始	本会の申請受付期限 【必着】	結果通知時期	派遣開始時期	採用予定数 ※
第1回	2020年8月上旬頃（予定）	2020年 9月16日（水） 17:00【厳守】	2020年12月頃 （予定）	2021年4月1日～ 2022年3月31日	2回合わせて約140名
第2回	2021年3月中旬頃（予定）	2021年 4月16日（金） 17:00【厳守】	2021年7月頃 （予定）	2021年8月1日～ 2022年3月31日	

※令和3年度予算の状況により変更されます。

4. 申請資格

次の要件を全て満たしている者であること。

採用時においてもこの申請要件を全て満たしている必要があります。

- ① 2021年4月1日現在、我が国の大学院博士後期課程に在籍する者（申請時は見込みでも良い。）
- ② 申請時かつ採用時において日本国籍を持つ者又は日本に永住を許可されている外国人
- ③ 連続して3か月以上、研究のために海外に滞在した経験がない者（申請時において既に研究のために海外に滞在中で、連続して3か月以上海外に滞在する予定の者も申請できません。）

なお、令和3年度採用分（第1回）の補欠となった者が、補欠の状態を保持したまま改めて第2回募集に申請することは差し支えありません。

また、日本学術振興会特別研究員を対象として別途募集している「若手研究者交流事業」

https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_user-haken.html に採用（内定を含む）された場合には、派遣期間を重複することはできません。

5. 令和2年度採用内定者の申請資格

令和2年度採用内定者については、申請時まで令和2年度採用分の辞退届を提出している（渡航開始日前までに辞退手続を完了している）場合を除き、令和3年度採用分に申請することはできません。

6. 派遣期間

派遣開始日から3か月～1年

派遣開始日；第1回：2021年4月1日～翌年3月31日

第2回：2021年8月1日～翌年3月31日

7. 派遣先機関

海外の特定の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

8. 本会支給経費

- ・往復航空賃（日本国内の移動分は除く。）
- ・滞在費（派遣国によって異なる。派遣期間に依らず1件当たり100～140万円）
- ・研究活動費（派遣先機関の請求書に基づきベンチフィーを支給。上限20万円）

9. 申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請は電子申請システムを通じて受け付けます。（郵送による申請書の提出はありません。）詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/>

申請書の作成に当たっては、必ず「令和3年度採用分若手研究者海外挑戦プログラム申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL <https://www.jsps.go.jp/j-abc/data/boshu/yoryo.pdf>

操作手引 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(1) 申請手続を行う機関（申請機関）

申請手続は、必ず申請時点の所属機関を通じて行ってください。

ただし、令和3年度に大学院博士後期課程に入学予定のため申請時点では大学院に所属していない場合は、入学予定の大学院又は出身の大学院から申請を行ってください。

(2) 電子申請システムによる手続（「参考 申請手続の概要」を参照）

予め申請機関を通じてID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出（送信）してください。詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/>

(3) 申請書類（申請書）の作成

申請書は次の3つから構成されます。**紙媒体による申請は受理しません。**

(ア) 申請書情報（Web入力項目）（申請書：1～2頁）（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載する部分です。電子申請システム上で直接入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル（申請書：3頁以降）（使用言語：日本語）

現在までの研究状況・これからの研究計画・研究業績等を記載する部分です。本会ウェブサイト又は電子申請システムから所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

また、申請内容ファイルのPDF化及びアップロードは以下のURLに示す推奨手順に則って行ってください。

推奨手順：https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/naiyo_torikomi.pdf

(ウ) 評価書（使用言語：日本語又は英語）

申請者の研究を良く理解している研究者1名（評価者）が作成する文書です。申請者は、電子申請システムにより、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。

〔作成に当たっての注意事項〕

- ・申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。
- ・「令和3年度採用分若手研究者海外挑戦プログラム申請書作成要領」及び電子申請システムの「操作手引」に基づいて作成してください。

作成要領 URL <https://www.jsps.go.jp/j-abc/data/boshu/yoryo.pdf>

操作手引 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(4) 申請方法

申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。

10. 本会の申請受付期間

・【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出（送信）してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なるため、必ず提出期限を事前に申請機関へ確認願います。

・【申請機関担当者】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認し、申請書を本会に提出（送信）してください。

第1回提出（送信）期限：2020年9月16日（水）17：00【厳守】

第2回提出（送信）期限：2021年4月16日（金）17：00【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

11. 選考及び結果の開示

(1) 選考

本会の特別研究員等審査会による2段階に亘る書面審査により採用者を決定します。合議審査は行いません。主要な審査方針は、以下のとおりです。

- ① 海外での研究に新たに挑戦することによって、研究に大きな進展が見込まれること。
- ② 申請者と受入研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。
- ③ 優れた研究能力を有し、海外での研究経験を通じて、将来の活躍が期待できること。

(2) 選考結果の開示

審査の結果は、第1回募集分は令和2年12月頃、第2回募集分は令和3年7月頃にそれぞれ電子申請システムにより開示する予定です。不採用者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該書面合議・面接審査区分におけるおおよその順位についても開示します。申請機関に対しても電子申請システムにより開示します。各結果を開示した際には、本プログラムのウェブサイトにおいてその旨を公表します。選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

ウェブサイト URL <https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html>

12. 採用内定後の手続

採用内定を通知された者は、派遣期間開始日の1か月前までに受入研究者の受入承諾書（海外の受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書）及び必要書類を提出してください。提出期限までに必要書類を提出しない場合は採用されません。詳細は、採用内定通知に同封される「日本学術振興会若手研究者海外挑戦プログラム 遵守事項及び諸手続の手引」に定めますので、当該手引の指示に従って、手続を進めてください。

特別研究員採用中に派遣期間を開始する場合は、採用内定通知後に、特別研究員の海外渡航届の提出

をお願いします。

なお、外国人の場合のみ（「4. 申請資格」参照）在留カード等日本に永住を許可されていることを証明する書類の提出が必要です。永住許可年月日が申請時以前であることが確認できるものを提出してください。指定の期日前までに提出できない場合は、採用されません。

1 3. 採用者の遵守事項等

本プログラムで採用が決定し、派遣される際は次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、海外における受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。
- (2) 特別研究員採用中の場合は、特別研究員の遵守事項を遵守しなければなりません。
- (3) 派遣期間終了後1か月以内に報告書（様式指定）を提出しなければなりません。
- (4) 本プログラムに申請した研究計画の遂行に必要であれば、他のフェローシップ等との重複受給が可能です。また、申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長しても滞在費の追加支給はありません。
- (5) 一時帰国は、原則できません。
- (6) 派遣期間中、海外の大学・大学院等に単位取得又は学位取得が義務となる入学はしてはいけません。
- (7) 研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってはいけません。なお、採用開始までに研究倫理教育教材を履修等してください。
- (8) その他、公序良俗に反する行為を行ってはいけません。

上記の遵守事項に違反、又は研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、経費の支給を停止し（航空賃の支給停止を含む。）、原則、支給済みの経費の返還要求を行います。

なお、出入国を確認するために、派遣期間を終了し帰国した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

1 4. その他

(1) 申請及び申請書類について

- ① 申請は1人1件とします。2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- ② 申請書は、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、ページの追加、指定ファイル以外の登録は認められません。
- ③ 申請書の提出（送信）後、その記載事項を変更又は補充することは認められません。
- ④ 本プログラムでの採用は一回限りとします。一度採用された方は、次回以降の募集には応募できません。
- ⑤ 申請書に虚偽が発見された場合は、採用後でも採用を取り消すことがあります。
- ⑥ 令和3年度第1回募集分の審査結果は第1回募集分、第2回募集分の審査結果は第2回募集分のみ有効です。

(2) 渡航に当たっての留意事項

- ① 本会は、派遣国に滞在するためのビザ等の申請に一切関わりませんので留意してください。また、

ビザ申請等によって発生する問題（渡航が困難になる等）についても本会では対応しかねます。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。

- ② 本プログラムのために派遣先機関と本会は一切の調整等を行いません。
- ③ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。海外旅行保険には各自で必ず加入するように手配してください。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の見通しが立ちにくい状況でもありますが、本募集要項に基づき申請を行った者が採用となった際は、所属機関及び派遣先機関と綿密に連携の上、令和3年度中に渡航を開始する計画を立てていただく必要があります。

（3）個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じるものとし、日本学術振興会が行う事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

EUを含む欧州経済領域（EEA）所在の研究者の個人情報については、EU一般データ保護規則第2016/679号（General Data Protection Regulation: GDPR）に基づき取り扱いますので、EEA在住者は本会の以下のウェブサイトを確認してから申請してください。

欧州経済領域（EEA）所在の方へ

URL https://www.jsps.go.jp/access_contact/info.html

また、本事業の申請時点で「4. 申請資格」を満たす者かつ欧州経済領域（EEA）に所在する者が申請する際、日本の所属機関が EU 一般データ保護規則第 2016/679 号（General Data Protection Regulation: GDPR）等の諸規定を遵守することを求められる可能性があります。当該機関における GDPR への対応方針等を確認の上、必要な手続を経た上で本会への申請を行ってください。

なお、本事業に採用された場合、申請者登録名、所属、審査区分、研究課題名、派遣国名、受入機関名及び報告書が公表されます。

（4）研究倫理教育教材の履修義務

本事業で採用される者には、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修等が義務づけられています。そのため、採用内定後の手続の中で、自ら研究倫理教育教材を履修等し、不正行為を行わないことについて誓約する旨の文書を提出する必要があります。

（5）採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や本事業の充実等を図るため、本プログラムの採用経験者に対し、採用終了時及びその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行うことがあります。本調査への協力を採用の条件とするので、ご承知ください。

15. 本募集に関する連絡先

【申請書提出（送信）先】 その他事業に関する全般的なこと、 申請に関すること	〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者海外挑戦プログラム担当 Tel : 03-3263-1943 Fax : 03-3237-8305 Email : toku-haken@jsps.go.jp
特別研究員制度に関わること （海外渡航関係等）	人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel : 03-3263-4998 Fax : 03-3222-1986

（申請手続の概要）

- ① 【申請機関】日本学術振興会電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）を本会へ郵送します。（既に研究者養成事業用の I D・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるため、再取得する必要はありません。）
- ② 【本会】申請機関に I D・パスワードを発行し、電子メール及び郵便で送付します。
※既に特別研究員事業にて申請機関の I D・パスワードを取得済の申請機関で、現在登録されている担当者が若手研究者海外挑戦プログラムの申請の取りまとめを担当しない場合は、機関担当者メニューから新たに若手研究者海外挑戦プログラム担当者の登録を行ってください。当該担当者には、当該プログラムに限り、申請機関担当者と同等の権限があります。申請の取りまとめを当該担当者が行う場合には、以下「申請機関」を「若手研究者海外挑戦プログラム担当者」と読み替えてください。
- ③ 【申請者】申請機関へ申請者用 I D・パスワードの発行依頼を行います。I D・パスワードは、特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）や海外特別研究員事業と共通して使用することが可能です。
- ④ 【申請機関】申請機関用 I D・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用 I D・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】申請機関※から申請者用 I D・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】本会「若手研究者海外挑戦プログラム」ウェブサイト（<https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html>）の「申請手続き」の「募集要項」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。（I D・パスワード不要）
- ⑦ 【申請者】受領した I D・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報（Web 入力項目）を入力
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・⑥で作成した申請内容ファイルを登録
 （注）⑦～⑨の手続は、令和 3 年度採用分の各募集回の申請書新規作成画面が公開されてからとなります（各募集回における「本会の申請受付期限」の約 1 か月前を予定）。
- ⑧ 【申請者】評価書が提出済の状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関※に申請書を提出（送信）します。
- ⑨ 【申請機関】申請書の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書を承認し、本会に提出（送信）します。
※印を付した業務の一部について、申請機関によっては申請機関の担当者ではなく部局担当者が行うことがあります。

＜申請者の申請手続イメージ＞

